

日時：平成20年3月28日
於：県民会館701会議室

第23回富山県地方港湾審議会議事録

富山県土木部港湾空港課

第23回富山県地方港湾審議会 議事録

- 1 日時 平成20年3月28日(金) 14:00~14:50
 2 場所 県民会館701会議室
 3 内容 伏木富山港港湾計画の「軽易な変更」
 4 委員出席者 21名

区分	氏名	役職名
学識経験のある者 6名	◎ 三橋郁雄 雨宮洋司 温井邦彦 真岸潤子 高澤規子 安川涼子	(財)環日本海経済研究所(BRINA)特別研究員 富山商船高等専門学校名誉教授 日本貿易振興機構富山貿易情報センター所長 元富山県PTA連合会会長 富山県商工会議所女性会連合会長 安川専門学校ロイモード学院校長
港湾関係者 9名	田中清夫 増山英一 金尾雅行 藤森剛 欠 石丸宏 小原誠一 欠 平野正俊 大角寛治 川原明喜雄	伏木海陸運送(株)社長 日本通運(株)富山港支店長 富山港湾運送(株)社長 伏木水先区水先人会会長 富山県漁業協同組合連合会代表理事会長 全日本海員組合北陸支部長 日本船主協会港湾物流委員会委員 (株)富山県木材管理センター専務取締役 全日本港湾労働組合日本海地方伏木支部執行委員長
関係市町村の長 4名	代 森雅志 代 橘慶一郎 代 分家静男 代 澤崎義敬	富山市長 高岡市長 射水市長 魚津市長
国の地方行政機関 の職員 4名	代 濱田敏彰 代 吉野清文 代 有野一馬 本間静雄	財務省大阪税関長 国土交通省北陸地方整備局長 国土交通省北陸信越運輸局長 海上保安庁第九管区海上保安本部伏木海上保安部長

◎は会長、代は代理出席、欠は欠席

- 5 事務局 埴生土木部長
 港湾空港課：林課長、森田課長補佐(司会)、中野課長補佐 ほか

6 審議経過

開会
(司会)

それでは、ただ今から第23回富山県地方港湾審議会を開催いたします。
会長が選任されるまで、事務局において会議の進行をさせていただきます
のでよろしくお願いいたします。

はじめに、港湾管理者を代表いたしまして、埴生富山県土木部長よりご挨拶
を申し上げます。

港湾管理者
挨拶
(土木部長)

土木部長の埴生でございます。

開会にあたりまして、港湾管理者といたしまして、ご挨拶を申しあげたい
と思います。

本日は、第23回富山県地方港湾審議会を開催いたしましたところ、年度
末のたいへんお忙しいところを、皆さんお集まり頂きまして、大変ありがと
うございます。

また、日頃から、本県の港湾行政をはじめ、県政の推進に格段のご理解と
ご支援を賜っておりますことに、この場をお借り致しまして、厚く御礼申し
あげたいと思います。

さて、本日も審議をお願いしております案件は、伏木富山港の港湾計画の
「軽易な変更」1件でございます。

伏木富山港の港湾計画につきましては、これまで本審議会のご審議をいた
だきまして、平成11年7月に全面改訂を行っておりまして、その後数次に
わたり、一部変更、軽易な変更を行ってきておるところでございます。直近
では、平成17年3月に一部変更を行っております。

このような計画に基づきまして、これまで、伏木地区の伏木外港、それか
ら新湊地区の多目的国際ターミナル、日本海側有数の規模を誇る新湊大橋な
ど、港湾施設の整備を進めますとともに、環日本海の物流拠点としての機能
拡充に努めてきているところでございます。

皆さんご承知のとおり、伏木富山港につきましては、原材料の取扱いを中
心と致しまして地場産業の発展に大きく貢献してきた港でございますが、近
年、東アジアの経済発展等に伴いまして、外貿コンテナ貨物が順調に取扱量
を伸ばしております。平成18年の外貿コンテナの取扱個数は20フィート
コンテナ換算で約6万2千個となっております。平成8年から平成18年
までの10年間で約3倍の伸びを示しているところであります。

県では、こうした動向に対応するために、平成19年3月にコンテナヤード
を拡張したところでございます。また、平成20年度からガントリークレ

一の増設に着手をすることにいたしております。

また、2月24日の寄り回り波によりまして、伏木富山港におきまして、伏木外港の北防波堤や万葉緑地が大きな被害を受けたところでございますが、現在、国と共同いたしまして波浪検討委員会を開催し、波浪の特性の解明や被災原因についてご検討いただいているところでございまして、早期復旧に向けて努力してまいりたいと考えております。

それでは、委員の皆様におかれましては、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

配布資料確認
(司会)

続きます、本日の配布資料のご確認をさせていただきたいと思っております。お手元の配付資料でございます。すべてお揃いか、ご確認願いたいと思っております。

本日の審議会の次第でございます。それと座席表でございます。資料の方に入りまして、資料1から資料7まででございます。資料の右肩の方に資料ナンバーがついてございます。1から7まで全部揃っておられるかご確認願いたいと思っております。それと最後に、富山県の港湾のパフレットをつけてございます。

欠落したものがございましたら、お知らせ下さい。よろしいでしょうか。

委員紹介
(司会)

それでは今日ご出席の方々は、それぞれ名簿の方をご確認願いたいと思っております。

会長選出
(司会)

本会の委員につきましては、今月知事の方から委嘱申し上げましたところですが、委嘱後、今回がはじめて開かれます審議会でございますので、「富山県地方港湾審議会条例」の第5条の規定に基づきまして、本審議会の会長選出を行いたいと思っております。

条例では、「会長は、委員が互選する」となっております。どなたか会長の選出につきまして、ご提案の方はないでしょうか。

会長選出提案
(雨宮委員)

提案します。三橋委員は、旧運輸省に長年勤務され、第一港湾建設局長もご経験されておりますし、現在環日本海経済研究所の연구원でもおられますので、この港湾関係のまとめ役としては最適かと思っております。推薦します。

会長選出提案
確認（司会） 　　だたいま、会長に三橋委員をというご提案がございました。皆様、いかがなものございましょうか。ご異議ございませんか。

（一同）　　　　（異議なしの声）

（司会）　　　　異議がないようでございますので、それでは三橋委員に会長をお願いしたいと思ひます。なお、会議の議長は会長が務めることとなっております。三橋会長様は、議長席の方へお移り頂くようお願いいたします。

―――（三橋会長　議長席へ移動）―――

会長お願い致します。

会長挨拶
（会長）　　　　私は、環日本海経済研究所の研究者をしておりまして、専門は、北東アジアの経済でございます。謹んでお受けさせていただきたいと思ひます。

この審議会は、皆様方ご承知のとおり、特定重要港湾伏木富山港、そして地方港湾魚津港、これらの港湾計画に関する重要な事項、調査を審議するという大変重要な役割を担っておるところでございます。

本日は、先ほど富山県の土木部長からご挨拶がありましたとおり、伏木富山港の軽易な変更につきまして、知事から諮問されております。

委員の皆様方もご承知の通り、この伏木富山港は、富山県の産業、経済、並びに県民の生活に非常に大きな影響を及ぼす機能を有しておりますので、皆様のお考えを頂きながら、審議を進めて参りたいと考えております。どうかこの審議会が円滑に運営できますよう、皆様方のご協力をお願い申し上げます。座らせていただきます。

定足数確認
（会長）　　　　それでは、これから議事に入りたいと思ひますが、その前に本日の委員の出席数は定足数に達しているのかどうか、お伺いをさせていただきます。事務局からお願いいたします。

（司会）　　　　本日は、21名の委員の皆さまのご出席をいただいております。全委員数23名の過半数でありますので、定足数に達しております。以上です。

議事録署名委員指名（会長）　　だたいま、事務局からご報告のように定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。なお、本日の議事録署名委員でございますが、はな

はだ恐縮ではございますが、私の方からお願いいたしたいと存じます。

それでは、恐縮でございますが、温井委員、それから安川委員のお二方に
お願い申し上げたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(一同)

(異議なし)

議題提示

「軽易な変更」

(会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、お引き受けお願
いしたいと思います。

では、ただいまから議事に入ります。

本日の議案であります「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」につきまして
知事から諮問がまいっております。

この諮問書につきまして、事務局より朗読するようお願いいたします。

諮問読み上げ

(事務局)

それではお手元の「資料1」をご覧ください。諮問書の写しでございます。
朗読致します。

港空第54号 平成20年3月28日

富山県地方港湾審議会 会長 殿

伏木富山港港湾管理者の長 富山県知事 石井 隆一

伏木富山港港湾計画の軽易な変更について（諮問）

伏木富山港港湾計画の軽易な変更について、貴審議会の意見を求めます。

以上でございます。

内容説明請求

(会長)

ありがとうございました。

ただいま朗読いただいた、諮問に関する「伏木富山港港湾計画の軽易な変
更」についての説明を事務局からお願いします。

内容説明

(事務局)

県の港湾空港課の林でございます。よろしく申し上げます。座って説明さ
せて頂きます。

(伏木富山港港湾計画の軽易な変更について説明)

審議開始

(会長)

どうもありがとうございました。

では、ただいま説明のありました「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」に
つきまして、審議をはじめたいと思います。

いくつかの項目があわせてありますが、一括して審議したいという風に考

えます。ご意見のある方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本間委員

伏木海上保安部の本間ですが、吉久の小型プレジャーボートの船だまりの件ですが、器を作ることに異存ありません。1,500隻、1,600隻の不法係留船がいるということで、非常に我々としても、前回のような大波がくるような時に流されるという心配がありますので、これを収容する施設を造るということについては問題ありませんが、吉久については、近くに城光寺マリーナがあります。これが現在78隻しか入っておりません。収容量が180隻のところ78隻というようなことで、船だまりを造っても問題は入るかどうかということだろうと思ひますが、施設整備もそうですが、問題は値段の考え方だろうと思ひますが、それは、現在の段階で、どのようなお考えがあるのでしょうか。

(会長)

港湾管理者、お願ひします。

(事務局)

今回は、有効利用を図るということで、計画には位置付けますけれども、具体的には、官でやるか民でやるか等、それはこれからになると思ひます。

富山県内にはこういう箇所が何箇所かありまして、それぞれその地区毎に協議会を作っていこうと考えております。我々だけが造って、さあ入ってくださいといってもなかなか入りませんので、その地区その地区にボート利用者ですとか、或いは民間のマリーナ経営者等、また一部場合によっては警察にも協力頂きながら、そのような協議会、保安部さんにも入って頂きたいと思っておりますが、そういう協議会を作って、計画としてはこう位置付けるのだけれども、誰がどのように整備をするのか、いくらなら入って貰えるのか、それによって整備の仕方も公共でやるのか、県が借金をして利用料を取るのか、或いは民間でやるという意欲のある人があれば、その人達にお願ひする事もあると思ひますので、今のところ、木材の整理場を船だまりにしようという計画を認めて頂ければ、どのようなやり方をしていくかは、今後いろんな方と相談しながら進めていくことになると思っております。

(本間委員)

プレジャーボートが入らなければ散らばるだけの話ですので、本来の目的である不法係留ボートの対策というのは、全く取られないという形になりますので、そこら辺は、どういう料金設定、それから近くのマリーナとの料金格差をどのような理屈付けをするのかというのは、非常に大きな問題だと思ひますが、少なくとも東京都がやっているようなですね、こちらを取り締ま

れば違うところに移るといような形ですね、ものがないようにお願いしたいなと思います。

(事務局) 了解致しました。

(会長) それについては、実効性のあるものをですね、今後検討するという事でよろしいでしょうか。本間さんよろしいでしょうか。

(本間委員) はい

(会長) ありがとうございます。
その他ご意見頂きたいと思います。どうぞ。

(田中委員) 能町の整理場に関連致しまして、交通機能用地というのが0.1haございますですね。これを港湾関連用地になさるといことで変更になるわけですが、この関連用地の中に色々と施設機能があると思うのですが、それとの出入りの関係といのについて、一度お聞かせ頂けないでしょうか。どのような形で出入りできるのかとい問題なのですが、

(会長) はい、港湾管理者。

(事務局) 廃止するものとですね、それからここには絵があがっておりませんが、実際道路として使われている、臨港道路としての位置づけはないのですが、臨港道路として使っているものもあります。それで今回廃止しようとするのは、廃止をして工業用地なり、或いは他の用地に利用されてもいいといところであって、他のまだ何本かあるわけですが、それについては、一応高岡市さんの方で維持管理して頂けないかといことで、お話し合はさせて頂いております。今回のところは廃止してもですね、沿道利用の方に支障の無いとい範囲で廃止を予定しております。

(田中委員) そうしますと、ここは道路交通法の適用といのは、いかがになるわけですか。

(事務局) 廃止したところですか。

- (田中委員) はい。
- (事務局) 道路としてどういう形態で、例えば買われた方がですね、どういう形態にされるのか、一般車両が入らないようなことでの利用をされれば、道路交通法での適用は受けませんし、一般車両が入れるようなことであれば、私道であっても道交法の適用は受けるのかなと思っております。具体的な利用形態がまだわからないと、道交法が適用されるかどうかというのは、はっきり警察も判断出来ないのではないかと考えております。
- (田中委員) 何れにしろ、市道としての考え方で高岡市と調整なさるという事ですね。
- (事務局) 市道ということになれば、当然、道交法の適用、公、誰でもが使える道路ですので、道交法の適用はうけることになると思います。
- (田中委員) はい、わかりました。
- (会長) よろしいでしょうか、田中さん。
他にご意見ありますか、雨宮委員。
- (雨宮委員) 変更については、異存はありません。
ただ一つの意見です。小型プレジャーボートに関してなんですけども、港町、或いは、水辺のまちづくり等なんかの会合でもですね、よくでてくるんですね。その場合ですね、場所によってだと思いののですが、単に不法だから全部取ってしまえばいいというよりも、なんかこう風景として馴染んでしまっていて、無くなったら雰囲気やまちづくりの景観からも…と言う意見も結構あるんですね。それから、もう一つは、自動車でその場所に来る以外に、やはりビジター用ボートでそこを訪問してですね、水辺の行事に参加をする人が来ても全部占領しちゃっているから止まる場所もない。車と同様に考えると1時間幾らで払ってですね、大勢でボートで来て、イベントにも参加できるという意見もあるんですね。
そんなのを色々考えてみますと、そろそろやはり緩やかな管理の網を少しやっつけていかなきゃならんんじゃないかというような点を感じておるんです。そういった意見だけなのですが、今後そういう協議会等で進められる場合ですね、多面的にまちづくりの点からでもお考え頂ければという意見です。

- (会長) これは別にご返答はいららないですね。意見としてテイクノートしておくということです。他にご意見頂けますか。
- 議案採決
(会長) 他に無ければ、それではご意見もないようですので、本日の議案であります「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」について、本審議会としての意見をとりまとめるということにしたいと思いますが、よろしいですか。
- 委員の皆様には、色々な観点から貴重なご意見・ご指摘を賜り、また、これに対しまして、港湾管理者である県の方からも説明を頂いたわけですが、その対応方針等も踏まえまして、本審議会の答申としては、次のようにまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。
- この「伏木富山港港湾計画の軽易な変更を適当と認める」という形でまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。
- (一同) (異議なし)
- (会長) ありがとうございます。
- それでは、この審議会としては、ご異議がないようでございますので、知事から諮問のありました「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」につきましては、「適当と認める」ということに決定いたします。
- なお、本審議会閉会后に、私の方から、港湾管理者に答申書をお渡ししたいと思っております。
- 審議終了
閉会 (会長) それでは、港湾管理者におかれましては、本日委員の皆様から伺ったご意見等を参考に、今後ともより良い港づくりに努めて頂きたいということを最後にお願ひ申しあげまして、本審議회를閉会とさせていただきます。
- それでは、事務局の方にお返し致します。
- (司会) 三橋会長におかれましては、議事を円滑に進行して頂き、大変ありがとうございました。また、委員の皆様には長時間にわたりご審議を頂きまして有難うございました。これを持ちまして、第23回富山県地方港湾審議会を終了させて頂きます。本日は、誠に有難うございました。